

沼津市認知症カフェの登録者を募集しています

沼津市認知症カフェ登録制度とは

認知症の人が、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活ができるよう、仲間づくり、生きがいづくり、居場所づくり、介護する家族の負担軽減、地域住民への啓発、見守り等を積極的に行う認知症カフェを「沼津市認知症カフェ」として登録する制度です。登録された沼津市認知症カフェには市から認知症サポーター養成講座、出前講座、市民ボランティアの派遣等認知症カフェ活動に役立てていただけるような支援を行います。また、登録した認知症カフェの情報はホームページ上で公表します。

沼津市認知症カフェの主たる目的

- ①認知症についての相談
- ②認知症の人やその家族同士の相互交流及び情報交換
- ③家族の介護負担軽減
- ④地域における認知症についての啓発



沼津市認知症カフェに登録するには

1. 以下の要件を満たすことを確認してください。

- ①沼津市内で活動していること
- ②認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集えるものであること
- ③おおむね月1回以上開催していること
- ④参加費等を徴収する場合は、利用前に説明すると共に施設内に分かりやすく表示していること
- ⑤実施主体は、ボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等であること
- ⑥専門職（医療・看護・介護職等で認知症の人の介護等の経験があるもの）が常駐していること
- ⑦営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと

2. 以下の事項を遵守してください。

- ①事故防止等安全管理を徹底する
- ②食品衛生法等の公衆衛生に関する法律等を遵守する
- ③沼津市職員等の受け入れを行う
- ④認知症サポーター養成講座等の研修等への積極的な参加に努める

3. 登録申請書を長寿福祉課へ提出してください。

市ホームページからダウンロードしていただくか、長寿福祉課までお問い合わせください。

※留意事項

1. 本制度は事業所の商品やサービスに資格や保証を与えるものではありません。
2. 本制度を利用した契約等でトラブルが発生した場合、市は責任を負いません。

お問い合わせ先

沼津市役所 長寿福祉課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1

電話：055-934-4835 FAX：055-935-0335

E-mail：chouju@city.numazu.lg.jp